

国民年金保険料控除の対象になります

～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

国民年金保険料は、納付した全額が所得税及び住民税の社会保険料控除の対象となります。

年末調整や確定申告の手続きで国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間（1月1日から12月31日まで）に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料を証明する書類の添付等が必要です。

毎年11月初旬に送付

このため、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が日本年金機構から毎年11月初旬に送付されます。

証明内容は、今年1月から9月30日までに納付された国民年金保険料と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

付すれば、今年分の控除として申告することができます。

2月初旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日以降に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月初旬に同様の証明書が送付されます。結果として、平成24年中に国民年金保険料を納付した方全員にこの証明書が送付されます。

ご家族の国民年金を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となります。ご自身の社会保険料の額と合算することができますので、ご家族分の控除証明書も申告する方の申告書に添付して申告してください。

ご家族の保険料を納付した場合

基礎年金番号（必ず必要です）をご準備のうえ、コザ年金事務所へお問い合わせください。

☎ 933-3438

控除証明書をなくされた場合

年齢	年金額
65歳未満	108万以上

平成25年分「扶養親族等申告書」が送付される方

付加保険料を納められる方は

1年間に受け取る付加年金額

$$200\text{円} \times 10\text{年}(120\text{月})$$

$$= 24,000\text{円(年額)}$$

2年間受け取ると、納めた額と同額になるため大変お得です。

付加年金額は、「200円×付加保険料納付月数」で計算します。
例) 付加保険料を10年間納めた場合
 $400\text{円} \times 10\text{年}(120\text{月})$
= 48,000円

年金受給者の皆さまへ 「扶養親族等申告書」は 期限までに提出しましょう！

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。（障害年金・遺族年金は課税されていません）

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構等から扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし、提出を忘れるとなれば控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

付加保険料を納めて年金額を増やす！

毎月の国民年金保険料に付加保険料（月額400円）をプラスして納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せして受け取ることができます。

2年で元がとれるお得な年金

- ① 申し込んだ月分から納付できます。
② 納付期限は翌月です。納付期限を過ぎると納められません。
※ 詳しくは市国民年金係へご相談ください。
- ※ 共済年金を受給している方は共済組合から送付されます。
- 付加保険料の納付は
- ① 申込月分から納付できます。
② 納付期限は翌月です。納付期限を過ぎると納められません。
※ 共済年金を受給している方は共済組合から送付されます。